

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年2月26日(金) 開会 午後 3時55分 閉会 午後 4時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 8番委員 中川 敏明 10番委員 安瀨 和子 11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員> 7番委員 原田 和彦 <農地利用最適化推進委員> 9番委員 増井 孝重</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について 第8号議案 告発状の補正について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地改良届について 6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

令和3年2月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時55分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることになっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和3年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号7番 原田和彦委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号10番 佐々木永薫委員と、議席番号19番 市岡沙織委員にお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地11筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後379aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培や既存施設を利用し菌床事業を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後34aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後70aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後169aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後135aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後69aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後59aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後73aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の

所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後45aに至り、譲受人は対象地において、水稻やほうれん草の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後89aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後106aに至り、譲受人は対象地において、ほうれん草の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上11件で、対象地は、田11,903㎡、畑6,681㎡、計18,584㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。また、現地は一部の造成を進めているため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。こちらの案件は、“貸”がつく転用目的ですが、令和2年6月に除外申請されており、令和2年12月に公告されています。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、住宅用地の拡張のため転用するものです。

6～7番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、6番は住宅展示場に、7番は水路に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人

は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

10～13番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。この4件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、10～12番が太陽光発電施設として、13番が太陽光発電管理用地及び進入路に転用するものです。また、13番の現地は転用行為が一部行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

14～15番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、徳島市心神支所から300m以内に位置する第3種農地です。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

16～22番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この7件の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、工事用道路及び資機材置場として一時転用するものです。

23～24番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、迂回路用地として一時転用の更新をするものです。

25番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。

26～31番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この6件の申請は、集団的に存在し、良好な営農条件を備えている第1種農地、及び公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、作業ヤードとして一時転用するものです。

32～33番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、現場事務所及び露天駐車場として一時転用をするものです。

34番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

35番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を移転し、営農型太陽光の一時転用から永久転用への切り替えによるものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である4番、11～12番、14～15番案件、そして農地区分が甲種・1種である16～24番と26～31番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は全35件で、地目は田が16,951.36㎡、畑が24,293.65㎡、その他が12,86㎡で、合計、41,257.87㎡です。転用目的の内訳は住宅用地2,826.94㎡、駐車場・資材置場5,794.86㎡、その他施設用地32,636.07㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月17日の午後3時より、4番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側は2名、

事務局2名です。申請対象の農地は、徳島市大松小学校の北西側に隣接し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天貸駐車場に転用しようとするものです。造成については、境界線内側に平地を設け、周囲に堤防を作り、駐車場部分に敷き詰める砕石が流出しないよう施工するとのことです。排水については、敷地内に勾配を取り、新設の集水桝等の排水施設を設け、排水する計画です。また、地元の土地改良区からは排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして11～12番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月22日の午前10時より、11～12番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と増井推進委員、転用者側4名、事務局2名の8名です。申請対象の農地は、徳島市不動中学校から東へ約1.5kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、隣接地と同じ高さまで砕石を敷き詰め、周囲にはフェンスを設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地元の土地改良区から意見書及び排水同意書も提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されており、不動地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして14～15番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月16日の午前10時より14～15番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は坂東推進委員と私、事務局2名、転用者側1名の計5名です。申請地は、徳島市応神支所から南へ約250mに位置し、第3種農地に区分されるそうです。今回の申請は医療用弾性ストッキング・一般用着圧ストッキング製造販売会社が所有権の移転を受け、露天駐車場に転用しようとするものです。転用自由は、従来使用の駐車場が不十分であり、一部に倉庫の建設計画もあり、新規雇入れ統合その他で社員が増えるもので新たな駐車場が必要であるため、既存の駐車場の西側隣接地に駐車場を拡幅するものです。被害防除計画は、隣接農地への雨水の流入防止のため、舗装面より10cm程度既設コンクリート擁壁を嵩上げし、計画地の北から南側に排水勾配を取り、南面にU字溝を新設し、集水桝を設置して既存の排水管を利用して市水路に排水する計画です。

今回の申請について、地元吉野川土地改良区及び応神水利組合との協議も整っており、被害防除措置及び農地法上で許可相当となる条件を満たすものであるため、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかという心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして16～24番までと、26～31番案件までの地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月16日の午後2時より16～22番案件、23～24番案件、26～31番案件の、3つの計画に対して地区審査を実施しましたので報告します。参加者は植田委員さん、廣瀬委員さん、兼田推進委員さん、笹田推進委員さんと私の委員5名、事務局2名、転用者側は、23～24番案件では4名、残り2つの計画では、それぞれ2名です。

まず、16～22番案件ですが、場所は徳島自動車道徳島インターチェンジから東へ約2.5kmに位置し、この辺りは、公共投資の対象となっている甲種農地に区分されるとのことです。申請内容は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、工事用道路及び資機材置場として、一時転用するものです。四国横断自動車道の建設工事のために、西日本高速道路株式会社から、現状の工事用道路を引き継ぐかたちとなっており、一時転用するための申請には再度、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

次に、29～30番案件ですが、場所は、阿波しらさぎ大橋北詰から東へ約1.5kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。申請内容は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、迂回路用地として一時転用の更新をしようとするものです。こちらも、四国横断自動車道の建設工事のために、迂回路が必要となり、一時転用の許可を受けていましたが、工期延伸を理由に一時転用の更新を行うためのもので、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も再提出されているようです。

最後に、26～31番案件ですが、場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから東へ約2kmに位置し、第1種農地と第2種農地に区分される農地が混在しているとのこと。申請内容は、土地の所有者と徳島市広域道整備課との間で賃貸借権を設定し、作業ヤードとして、一時転用するものです。四国横断自動車道周辺対策事業を掲げ、現在では十分な流水状況が確保できていない対象水路の改善のため、水路改良工事の実施に必要なスペースを確保するための申請であり、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も添付されているようです。

結論として、それぞれが大規模な公共工事を目的とした一時転用の申請であり、農地法上で許可となる条件を満たしていること、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無いことから、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして35番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月17日に35番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が2名になります。申請地の位置は、南井上学校から南西へ約300mにあり、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、太陽光発電施設であり、営農型の一時転用から永久転用への切り替えとなります。排水は、雨水のみで、地下浸透とし、地元の水利組合からの排水同意書も提出されているようです。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、12番と16～22番、26～31番を許可相当として県に諮問し、残りの21件については全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については12番と16～22番、26～31番を許可相当として県に諮問し、残りの21件については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第3号議案「農地転用の事業計画変更申請の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書8ページを御覧下さい。

1番は、令和元年10月1日付で許可を受けていたものです。当初は、社会福祉施設として転用許可を受け計画を進めていましたが、敷地内にある駐車場部分の一部を、施設が経営する喫茶店に変更するため申請されたものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準についてですが、こちらの申請は、当初計画からの一部の変更になりますが、転用目的そのものは当初と同様です。よって、この度の変更に伴った資料一式が提出されています。排水については、地元水利組合の同意書が再提出されました。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、地区審査については、地元農業委員と協議し、一部の変更であることを考慮し、不要であると判断されたため、実施していません。

第3号議案は以上1件で、畑のみ1、322㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。

1番の所在は、徳島市上八万中学校から東に約900mに位置しており、今月の18日に地元の委員3名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者により

ますと対象地は20年前から耕作していない農地であり、土地の周囲の状況からみて、復元しても継続して利用することができない状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第4号議案は、1件で、対象地は畑350㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。それでは、次の議案の審議に移ります。

第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について説明させていただきます。議案書10ページを御覧下さい。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の妻が猶予を受けようとするものです。

2番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。第5号議案は以上2件で、対象地は田のみ、●●●㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予適格者証明願の審議については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。次の議案の審議に移ります。第6号議案「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書11ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。第6号議

案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は畑のみ●●●㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を承認することに決定いたしました。次の審議に移ります。第7号議案「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書12ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われま。

今月は、新規設定が7件、再設定が2件で合計9件となっており、そのうち賃貸借権が7件、使用貸借権が2件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・2筆・1件、2～4番が応神地区・7筆・3件、5～8番が川内地区・8筆・4件、9番が、北井上地区・1筆・1件となっております。

第7号議案は以上で、田7筆・11、139㎡、畑11筆22、627㎡の合計18筆33、766㎡となります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、農地関係の第8号議案「告発状の補正」についての審議を開始します。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 説明

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第8号議案の告発状の補正については、本案件を決定することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案につきましては、本案件のとおり決定いたしました。来月上旬に徳島地方検察庁に告発状を提出する予定でございます。なお、議案書には、個人情報や捜査上の重要事項にあたる箇所が含まれておりますので、この場で回収させていただきます。事務局がお席を回って回収いたしますので、しばらくお待ち願います。

以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書14ページを御覧下さい。

1番は「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。15ページに渡り4件受理しました。16ページを御覧下さい。

2番は「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。1件受理しました。17ページを御覧下さい。

3番は「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。6件受理しました。18ページを御覧下さい。

4番は「農地法第18条第6項の処理について」です。2件受理しました。19ページを御覧下さい。

5番は「農地改良届について」です。2件受理しました。20ページを御覧下さい。

6番は「農地の転用制限の例外による届出について」です。1件受理しました。21ページを御覧下さい。

7番は「地目変更登記に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和3年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時50分)